

昭和二十二年十一月七日

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格5▲號

規則

◆鳥取縣規則第四十號

鳥取縣立兒童保護所規則を次のように定める。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

指導員 一名
書記 一名

第千八百五十八號

金曜日

第四條 所長は所務を掌理して、所屬職員を指揮監督する。

第五條 所長に事故がある場合は、上席の職員がその職務を代理する。

第六條 書記は所長の指揮を受けて、兒童の監護養育に從事する。

第七條 所長縣外に出張しようとするときは、その要件、出張地及び日程を添えて、知事の認可を受けなければならぬ。

第八條 但しその日歸所でき得る場合は、この限りでない。

第三條 本所に、次の職員をおく。
所長 一名
第二條 本所は、戦災その他で養護者を失つたために、浮浪の境遇に陥つた兒童を收容し、これを保護養育して獨立自營に必要な素地をつくるをもつてその目的とする。

第一條 本所は、鳥取縣米子市東福原に設置し、鳥取縣立兒童保護所と稱する。

鳥取縣立兒童保護所規則
所長 一名

免許證番號　　注　所　　氏　名

ア、三三四 西伯郡渡村大字渡五十一番地 築谷義壽

◆鳥取縣告示第五百一號

物價統制令第四條の規定により煉炭、たどんの製造業者販賣價格の統制額に加算する額を次のように指定する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事　西 尾 愛 治

製造業者が直接販賣業者の店先又は倉庫まで持込む場合

一、孔明煉炭

四寸もの　一袋につき　四圓五〇錢

六寸もの　一個につき　一圓〇〇錢

七寸もの　同　　一圓四五錢

四、たどん

一號品　十キロ　一圓五〇錢

二號品　同　　一圓五〇錢

同　二號品　袋入十四箇　一圓五〇錢

同　三號品　三冊五〇錢

五冊五〇錢

物價統制令第四條の規定により普通旅客自動車運送事業
（ハイヤー、タクシー業）の運賃の統制額を次のように

◆鳥取縣告示第五百二號

物價統制令第四條の規定により普通旅客自動車運送事業
（ハイヤー、タクシー業）の運賃の統制額を次のように

◆鳥取縣告示第五百三號

物價統制令第四條の規定により普通旅客自動車運送事業
（ハイヤー、タクシー業）の運賃の統制額を次のように

指定する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事　西 尾 愛 治

普通旅客自動車運送事業運賃統制額

一、杆制運賃

最初の二杆まで　四〇圓〇〇

その後一杆までを増す毎に　二〇、〇〇

(1)杆制運賃の實施はタクシーメーター取付を條件とする。割増運賃は收受できない。

二、時間制運賃

一時間まで毎に　一一〇圓〇〇

三、貸切制運賃

一日一車（八時間就業）　一、一一〇圓〇〇

四、その他の運賃料金

ロ、寝臺車料金　時間又は貸切制運賃の一割増し

ハ、小型車運賃　普通車運賃の三割減

五、

◆鳥取縣告示第五百二號

物價統制令第四條の規定により鳥取縣において販賣する新刊の書籍及び雑誌の販賣價格に加算し得る額を次のように指定し、昭和二十二年六月鳥取縣告示第二百六十號（鳥取縣における新刊の書籍及び雑誌の販賣價格の加算の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年十一月七日

鳥取縣知事　西 尾 愛 治

縣内で販賣する新刊書籍及び雑誌の販賣價格に加算し得る額

一、定價參圓を越えるものは定價の一割に相當する額。

二、定價參圓以下のもの及び鳥取縣内産の出版物並びに教科書、官公署出版物は定價にて販賣すること。

三、計算において生じた十錢未満の端數は切捨ること。

イ、貸切制運賃適用の場合で就業時間超過した場合は超過時間に對する運賃は時間制による。

ロ、燃料を乗客が負擔した場合は前各料金の一割引とする。

ハ、暴風雨、積雪等惡天候時又は坂路、惡路地域への運行については三割以内の割増運賃を收受できる。

ニ、深夜早朝（午後十時より翌五時まで）の運行については三割以内の割増運賃を收受できる。

00476

15100

00475

15100